

「中東人道危機救援金」の受付について

1 名 称 「中東人道危機救援金」

2 受付期間 平成27年4月1日(水)～令和7年3月31日(月)まで

3 受付口座

(1) ゆうちょ銀行

ア 口座記号番号 00110-2-5606

イ 口座加入者名 「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」

ウ その他

① 通信欄に「中東人道危機救援金」と明記ください。また、受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・お電話番号」を記載してください。(以下の事前登録は不要です。)

② ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。(ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)。

(2) 銀行振込

ア 口座番号

① 三井住友銀行 ずらん支店 (普) 2787740

② 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105745

③ みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623323

イ 口座名義(上記①～③共通) 「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」

ウ その他

① ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。

② 受領証の発行については、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、ホームページからの事前登録をお願いいたします。なお、事前登録が難しい場合にはFAX(03-3432-5507)により下記の項目をご連絡ください。

・ご協力された救援金名 ・お名前(受領証の宛名) ・住所
・電話番号 ・寄付日 ・寄付額
・振込人名 ・振込先金融機関名・支店名

4 税制上の取り扱い

(1) 個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。

(2) 本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象外となります。

5 その他

(1) 国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社の対応状況については、赤十字国際ニュース及び日本赤十字社ホームページに随時掲載いたします。

(2) 物品については、受付いたしません。

「バングラデシュ南部避難民救援金」の受付について

- 1 名称 「バングラデシュ南部避難民救援金」
- 2 受付期間 平成29年9月22日（金）～令和7年3月31日（月）まで
- 3 受付口座
 - (1) ゆうちょ銀行
 - ア 口座記号番号 00110-2-5606
 - イ 口座加入者名 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」
 - ウ その他
 - ② 通信欄に「バングラデシュ南部避難民救援金」と明記ください。また、受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・お電話番号」を記載してください。（以下の事前登録は不要です。）
 - ② ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。（ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります）。
 - (2) 銀行振込
 - ア 口座番号
 - ④ 三井住友銀行 ずらん支店（普）2787769
 - ⑤ 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105774
 - ⑥ みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623404
 - イ 口座名義（上記①～③共通） 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」
 - ウ その他
 - ③ ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。
 - ④ 受領証の発行については、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、ホームページからの事前登録をお願いいたします。なお、事前登録が難しい場合にはFAX（03-3432-5507）により下記の項目をご連絡ください。

・ご協力された救援金名	・お名前（受領証の宛名）	・住所
・電話番号	・寄付日	・寄付額
・振込人名	・振込先金融機関名・支店名	
- 4 税制上の取り扱い
 - (1) 個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。
 - (2) 本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象外となります。
- 5 その他
 - (1) 国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社の対応状況については、赤十字国際ニュース及び日本赤十字社ホームページに随時掲載いたします。
 - (2) 物品については、受付いたしません。

「アフガニスタン人道危機救援金」の受付について

1 名称 「アフガニスタン人道危機救援金」

2 受付期間 令和3年9月22日（水）～令和7年3月31日（月）まで

3 受付口座

(1) ゆうちょ銀行

ア 口座記号番号 00110-2-5606

イ 口座加入者名 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

ウ その他

③ 通信欄に「アフガニスタン人道危機救援金」と明記ください。また、受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・お電話番号」を記載してください。（以下の事前登録は不要です。）

② ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。（ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります。）

(2) 銀行振込

ア 口座番号

⑦ 三井住友銀行 ずらん支店（普）2787775

⑧ 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105780

⑨ みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623455

イ 口座名義（上記①～③共通） 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

ウ その他

⑤ ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。

⑥ 受領証の発行については、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、ホームページからの事前登録をお願いいたします。なお、事前登録が難しい場合にはFAX（03-3432-5507）により下記の項目をご連絡ください。

- ・ご協力された救援金名
- ・お名前（受領証の宛名）
- ・住所
- ・電話番号
- ・寄付日
- ・寄付額
- ・振込人名
- ・振込先金融機関名・支店名

4 税制上の取り扱い

(1) 個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。

(2) 本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象外となります。

5 その他

(1) 国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社の対応状況については、赤十字国際ニュース及び日本赤十字社ホームページに随時掲載いたします。

(2) 物品については、受付いたしません。

「ウクライナ人道危機救援金」の受付について

- 1 名 称 「ウクライナ人道危機救援金」
- 2 受付期間 令和4年3月2日(水)～令和7年3月31日(月)まで
- 3 受付口座
 - (1) ゆうちょ銀行
 - ア 口座記号番号 00110-2-5606
 - イ 口座加入者名 「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」
 - ウ その他
 - ④ 通信欄に「ウクライナ人道危機救援金」と明記ください。また、受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・お電話番号」を記載してください。(以下の事前登録は不要です。)
 - ② ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。(ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)。
 - (2) 銀行振込
 - ア 口座番号
 - ⑩ 三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787781
 - ⑪ 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105784
 - ⑫ みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623471
 - イ 口座名義(上記①～③共通) 「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」
 - ウ その他
 - ⑦ ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。
 - ⑧ 受領証の発行については、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、ホームページからの事前登録をお願いいたします。なお、事前登録が難しい場合にはFAX(03-3432-5507)により下記の項目をご連絡ください。
 - ・ご協力された救援金名 ・お名前(受領証の宛名) ・住所
 - ・電話番号 ・寄付日 ・寄付額
 - ・振込人名 ・振込先金融機関名・支店名
- 4 税制上の取り扱い
 - (1) 個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。
 - (2) 本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象外となります。
- 5 そ の 他
 - (1) 国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社の対応状況については、赤十字国際ニュース及び日本赤十字社ホームページに随時掲載いたします。
 - (2) 物品については、受付いたしません。

「イスラエル・ガザ人道危機救援金」の受付について

- 1 名 称 「イスラエル・ガザ人道危機救援金」
- 2 受付期間 令和5年10月17日（火）～令和6年9月30日（月）まで
- 3 受付口座
 - (1) ゆうちょ銀行
 - ア 口座記号番号 00110-2-5606
 - イ 口座加入者名 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」
 - ウ その他
 - ⑤ 通信欄に「イスラエル・ガザ人道危機救援金」と明記ください。また、受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・お電話番号」を記載してください。（以下の事前登録は不要です。）
 - ② ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。（ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります）。
 - (2) 銀行振込
 - ア 口座番号
 - ⑬ 三井住友銀行 すずらん支店 （普）2787797
 - ⑭ 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 （普）2105800
 - ⑮ みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0623587
 - イ 口座名義（上記①～③共通） 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」
 - ウ その他
 - ⑨ ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。
 - ⑩ 受領証の発行については、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、ホームページからの事前登録をお願いいたします。なお、事前登録が難しい場合にはFAX（03-3432-5507）により下記の項目をご連絡ください。
 - ・ご協力された救援金名 ・お名前（受領証の宛名） ・住所
 - ・電話番号 ・寄付日 ・寄付額
 - ・振込人名 ・振込先金融機関名・支店名
- 4 税制上の取り扱い
 - (1) 個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。
 - (2) 本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象外となります。
- 5 そ の 他
 - (1) 国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社の対応状況については、赤十字国際ニュース及び日本赤十字社ホームページに随時掲載いたします。
 - (2) 物品については、受付いたしません。